イ 王下八〇廿六
ロ 代下廿二〇十
ハ 代下廿三〇一
ニ 代上九〇廿五
ホ 代下廿三〇八

ざりき　三二 是時にあたりてエホバイスラエルを割くことを始めたまへりハザエルすなわちイスラエルの一切の境境を侵し　三三 ヨルダンの東においてギレアデの全地ガド人、ルベン人、マナセ人の地を侵しアルノン河の邊なるアロエルよりギレアデにいたりバシヤンにおよべり　二四 エヒウのろの餘の行爲とろの凡て爲たる事およびろが大なる能力イスラエルの王の歷代志の書に記さるゝにあらずや　三五 エヒウろの先祖等とゝもに寢りたれば之れをサマリアに葬りぬろの子エホアハズこれに代て王となれり　三六 エヒウがサマリアにをりてイスラエルに王たりし間は二十八年なりき

第十二章

一 茲にアハジアの母アタリヤろの子の死たるを見て起て王の種を盡く滅したりしが　二 ヨラム王の女にしてアハジアの姉妹なるエホシバといふ者アハジアの子ヨアシを王の子等に殺さるゝ者の中より竊とり彼とろの乳母を夜着の室にいれて彼をアタリヤに匿したれば終にころされざりき　三 ヨアシい彼とゝもに六年エホバの家に隱れてをりアタリヤ國を治めたり　四 第七年にいたりエホヤダ人を遣して近衛兵の大將等を招きよせエホバの家にきたりて己に就しめ彼等と契約を結び彼らにエホバの家にて誓をなさしめて王の子を見し　五 かれらに命じて言ふ汝等がおすべき事は是あり汝等安息日に入きたる者は三分の一は王の家をまもり　六 三分の一はスル門にをり三分の一は近衛兵の後の門にをるべし斯なんぢら宮殿をまもりて人をいるべからず　七 また凡て汝等安息日に出ゆく者いろの二手ともにエホバの家において王をまもるべし　八 すなはち汝らおのゝ武器を手にとりて王を環て立べし凡てろの列を侵す者をば殺すべし汝等又王の出る時にも入る時にも王とゝもにをるべし　九 是においてろの將官等祭司エホヤダが凡て命ぜしごとくにおこなへり即ちかれらおのゝ其手の人の安息日に入くべき者と安息日に出ゆくべき者

ヘ 母上十〇廿四
ト 代下廿三〇十二
チ 王下廿三〇三 代下廿四〇卅一
リ 代下廿三〇十六
ヌ 母下五〇三
ル 王下十〇廿六
ヲ 申十二〇三 代下廿三〇十七
ワ 代下廿三〇十八
カ 代下廿四〇一
イ 代下廿四〇一
ロ 王上十五〇十四、廿二〇四 十三 王下十四〇四

とを率て祭司エホヤダに至りしかば　十 祭司いエホバの殿にあるダビデ王の槍と楯を大將等にわたせり　十一 近衛兵いおのゝ手に武器をとりて王の四周にをり殿の右の端より左の端におよびて壇と殿にろひて立つ　十二 エホヤダすなわち王子を進ませて之に冠冕をいたゞかせ律法をわたし之を王とおして之に膏をろゝぎければ人衆手を拍て王長壽かれと言り　十三 茲にアタリヤ近衛兵と民の聲を聞きエホバの殿にいりて民の所にいたり　十四 見るに王い常例のごとくに高座の上に立ち其傍に大將等と喇叭手立をり又國の民みな喜びて喇叭を吹をりしかばアタリヤ其衣を裂て反逆なり反逆なりと叫べり　十五 時に祭司エホヤダ大將等と軍勢の士官等に命じてこれに言ふ彼をして列の間をとほりて出しめよ彼に從がふ者をば劍をもて殺せと前にも祭司い彼をエホバの家に殺すべからずと言おけり　十六 是をもて彼のために路をひらきければ彼王の家の馬道をとほりゆきしが遂に其處に殺されぬ　十七 斯てエホヤダいエホバと王と民の間にろの皆エホバの民とならんといふ契約を立しめたり亦王と民の間にもこれを立しめたり　十八 是をもて國の民みなバアルの家にいりてこれを毀ちろの壇とろの像を全く打碎きバアルの祭司マッタンをろの壇の前に殺せり而して祭司エホバの家に監督者を設けたり　十九 エホヤダすなわち大將等と近衛兵と國の諸の民を率てエホバの家より王をみちびき下り近衛兵の門の途よりして王の家にいたり王の位に坐せしめたり　二十 斯有しかば國の民いみな喜びて邑い平穩なりきアタリヤい王の家に殺されぬ　二一 ヨアシい位に即し時七歲なりき

第十三章

一 ヨアシいエヒウの七年に位に即きエルサレムにおいて四十年世を治めたりろの母いベエルシバより出たるものにて名をザビアといへり　二 ヨアシい祭司エホヤダの己を誨ふる間い恒にエホバの善と視たまふ事をおこなへり　三 然ど崇邱い除かずしてわり民い尙ろの崇邱において犧牲をさゝげ香を焚り

ハ 王下廿二〇四
ヨ 出卅〇十三
ホ 出卅五〇五　代上廿九〇九
ヘ 代下廿四〇五
ト 代下廿四〇六
チ 代下廿四〇八至十一
リ 代下廿四〇十四
ヌ 王下廿二〇七
ル 利五〇十五、十八
ヲ 利七〇七　民十八〇九
ワ 王下八〇十二

四 茲にヨアシ祭司等に言けるい凡てエホバの家に聖別て献納るところの金即ち核數らるゝ人の金、佑價に玄たがひて出ところの身の代の金および人々が心より願てエホバの家に持きたるところの金　これを祭司等おのゝ〳〵うの知人より受おさめ何處にても殿に破壞の見る時いこれをもてうの破壞を修繕ふべしと　六 然るにヨアシ王の二十三年におよぶまで祭司等殿の破壞を修繕ふにいたらざりしかば　七 ヨアシ王祭司エホヤダおよびうの他の祭司等を召てこれに言ふ汝等なとて殿の破壞を修繕むざるや然ば今よりい汝等の知人より金を受て自己のためにすべからず唯殿の破壞の修理に其を供ふべしと　八 祭司等い重て民より自己のために金を受ず又殿の破壞を修理ふことをせじと約せり　九 斯て後祭司エホヤダ一箇の櫃をとりうの蓋に孔を穿ちてこれをエホバの家の入口の右において壇の傍に置り門守の祭司等すなたちエホバの家に入きたるところの金をことゞ〳〵くうの中に入たり　十 爰にうの櫃の中に金の多くあることを見たれば王の書記と祭司長と上り來りてうのエホバの家に積りし金を包をてこれを數へ　十一 うれ數へし金をての工事をなす者に付せり即ちエホバの家の監督者にこれを付しければ彼等またエホバの家を修理ふところの木匠と建築師おこれを與へ　十二 石工および琢石者に與へまたこれをもてエホバの家の破壞を修繕ふ材木と琢石を買ひ殿を修理ふために用うる諸の物のためにこれを費せり　十三 但しエホバの家にいり來れるうの金をもてエホバの家のために銀の盂、燈剪、鉢、喇叭、金の器、銀の器等を造ることいせざりき　十四 唯これをうの工事をなす者にわたして之をもてエホバの家を修理むしめたり　十五 またうの金を手にわたして工人にはらむしめたる人々と計算をなすことをせざりき是い彼等忠厚に事をなしたればなり　十六 徳金と罪金いエホバの家にいらずして祭司に歸せり○　十七 當時スリアの王ハザエルのぼり來りてガテを攻てこれを取り而しバの家にいらずして祭司に歸せり○　十七 當時スリアの王ハザエルのぼり來りてガテを攻てこれを取り而し

カ 代下廿四〇廿三
ヨ 王上十五〇十八　王下十八〇十五、十六
タ 王下十四〇五　代下廿四〇廿五
レ 代下廿四〇廿六
ソ 代下廿四〇廿七
イ 士三〇十四
ロ 王下八〇十二
ハ 詩七十八〇廿四
ニ 出三〇七　王下十四〇廿六
ホ 王下十三〇廿五、十四〇廿五、廿七
ヘ 王上十六〇廿三
ト 歴一〇三

てハザエルエルサレムを攻のぼらんとてうの面をこれに向たり　十八 是をもてユダの王ヨアシうの先祖たるユダの王ヨシヤパテ、ヨラム、アハジア等が聖別て献げたる一切の物および自己が聖別て獻げたる物ならびにエホバの家の庫と王の家とにあるところの金を悉く取てこれをスリアの王ハザエルにおくりければ彼すなたちエルサレムを離れて去ぬ　十九 ヨアシのうの餘の行爲およびうの凡て爲たる事いユダの王の歴代志の書に記さるゝにあらずや　二十 茲にヨアシの臣僕等おこりて黨をむすびシラに下るところのミロの家おてヨアシを弑せり　二十一 即ちうの僕シメアテの子ヨザカルとショメルの子ヨザバデかれを弑して死しめたればうの先祖とおなじくこれをダビデの邑に葬れりうの子アマジヤこれに代りて王となる

第十三章

一 ユダの王アハジアの子ヨアシの二十三年にエヒウの子ヨアハズサマリアにおいてイスラエルの王となり十七年位にありき　二 彼いエホバの目の前に惡をなし夫のイスラエルに罪を犯させたるチバテの子ヤラベアムの罪を行ひつゞけて之に離れざりき　三 是においてエホバイスラエルにむかひて怒を發しこれをうの代のあひだ恒にスリアの王ハザエルの手にわたしおき又ハザエルの子ベヂハダデの手に付し置たまひしが　四 ヨアハズエホバに請求めたればエホバつひにこれを聽いれたまへり其いイスラエルの苦難を見うなむしたれべなり即ちスリアの王これをなやませるなり　五 エホバつひに救者をイスラエルにたまひたれバイスラエルの子孫いスリア人の手を脫れて疇昔のごとくに己の天幕に住にいたれり　但し彼等いイスラエルに罪を犯さしめたるヤラベアムの家の罪をはなれずして之をおこなひつゞけたりマリアにも亦アシタロテの像たちをりぬ　六 嚮にスリアの王い民を滅し蹂くだく塵のごとくに是をなして只騎兵五十人、車十輛、歩兵一萬人而已をヨアハズに遺せり　八 ヨアハズのうの餘の行爲とうの凡て爲た

チ 王下十四〇十五
リ 王下十三〇十四、廿五
ヌ 王下十四〇九、代下廿五〇十七

る事ふよびろの能い イスラエルの王の歴代志の書にしるさるゝに非ずや　九 ヨアハズろの先祖等とゝもに寢りたれば これをサマリアに葬れりろの子ヨアシこれに代て王となる〇　十 ユダの王ヨアシの三十七年にヨアハズの子ヨアシサマリアにおいてイスラエルの王となり十六年位にありき　十一 彼エホバの目の前に惡をなし夫のイスラエルに罪を犯させたるヱバテの子ヤラベアムの諸の罪にはなれずしてこれを行ひつゞけたり　十二 ヨアシのろの餘の行爲とろの凡て爲たる事およびろのユダの王アマジヤと戰ひし能いイスラエルの王の歴代志の書に記さるゝに非ずや　十三 ヨアシろの先祖等とゝもに寢りてヤラベアム位にのぼれりヨアシいイスラエルの王等とおなじくサマリアに葬らる〇　十四 茲にエリシヤ死病にかゝりて疾をりしかばイスラエルの王ヨアシ彼の許にくだり來てろの面の上に涙をこぼし吾父、吾父、イスラエルの兵車ようの騎兵よと言り　十五 エリシヤかれにむかひ弓矢をとれと言ければすなはち弓矢をとれり　十六 エリシヤ、またイスラエルの王に汝の手を弓にかけよと言ければすなはちろの手をかけたり是において エリシヤろの手を王の手の上に按て　十七 東向の窓を開と言たれば之を開きけるに エリシヤまた射よと言り彼すなはち射たれば エリシヤ言ふエホバよりの拯救の矢スリアに對する拯救の矢、汝必らずアペクにおいてスリア人を擊やぶりてこれを滅しつくすにいたらん　十八 エリシヤまた矢を取れと言ければ取りエリシヤまたイスラエルの王に地を射よといひけるに三次射て止たれば　十九 神の人怒て言ふ汝い五回も六回も射るべかりしなり然せしならば汝スリアを擊やぶりて之を滅しつくすことを得ん然と今然せざれば汝がスリアを擊やぶることい三次のみなるべしと　二十 エリシヤ終に死たれば これを葬りしが年の立かへるに及てモアブの賊黨國にいりきたれり　二十一 時に一箇の人を葬らんとする者ありしが賊黨を見たればろの人をエリシヤの墓におしいれけ

ヌ 王下十四〇十七
ル 王下二〇十二
ヲ 王上廿〇廿六
ワ 王下十三〇廿五

カ 王下八〇十二
ヨ 王下十四〇廿七
タ 出卅二〇十三
レ 出二〇廿四、廿五
ソ 王下十三〇十八、十九
イ 王下十三〇十
ロ 代下廿五〇一
ハ 王下十二〇三
ニ 王下十二〇廿
ホ 申廿四〇十六　結十八〇四、廿
ヘ 代下廿五〇十一　廿一〇十六
ト 利下八〇十三
チ 雅十五〇卅八
リ 代下廿五〇十七、十八
ヌ 士九〇八
ル 王上四〇卅三

るにろの人いりてエリシヤの骨にふるゝや生かへりて起あがれり〇　十三 スリアの王ハザエルいヨアハズの一生の間イスラエルをなやましたりしが　十四 エホバそのアブラハムイサク、ヤコブと契約をむすびしがためにイスラエルをめぐみ之を憐みてこれを眷みたまひ之を滅すことを好まず尚これをろの前より棄はなちたまはざりき　十五 スリアの王ハザエルつひに死てろの子ベヂハダデこれに代りて王となれり　十六 是において ヨアハズの子ヨアシいろの父ヨアハズがハザエルに攻取れたる邑々をハザエルの子ベヂハダデの手より取かへせり即ちヨアシい三次かれを敗りてイスラエルの邑々を取かへしぬ

第十四章　一 イスラエルの王ヨアハズの子ヨアシの二年にユダの王ヨアシの子アマジヤ王となれり　二 彼い王となれる時二十五歳にして二十九年の間エルサレムにて世を治めたりろの母いエルサレムの者にして名をエホアダンと云り　三 アマジヤいエホバの善と見たまふ事をなしたりしがろの先祖ダビデのごとくいわらざりき彼い萬の事において其父ヨアシがなせしおとくに事をなせり　四 惟崇邱いのぞかずしてありし民いおほろの崇邱において犧牲をさゝげ香を焚り　五 彼い國のろの手に堅くたつにおよびてろの父王を弑せし臣僕等を殺したりしが　六 ろの弑殺人の子女等い殺さゞりき是いモーセの律法の書に記されたる所に去たゞへるなり即ちエホバ命じて言たまはく子女の故によりて父を殺すべからず父の故によりて子女を殺すべからず人いみなろの身れ罪によりて死べき者なりと　七 アマジヤまた鹽谷において エドミ人一萬を殺せり亦セラを攻とりてろの名をヨクテルとなづけしが今日まで然り　八 かくてアマジヤ使者をエヒウの子ヨアハズの子なるイスラエルの王ヨアシにおくりて來れ我儕たがひに面をあはせんと言しめければ　九 イスラエルの王ヨアシユダの王アマジヤに言おくりけるいレバノンの荊棘かつてレバノンの檜樹に

汝の女子をわが子の妻にあたへよと言おくりたることありしにレバノンれ野獸とほりてろの荊棘を踏たふせり　十　汝い大にエドムに勝たれぐ心に誇る、ろの榮譽にやすんじて家に居れなんぞ禍を惹おこして自己もユダもともに亡んとするやと　十一　然るにアマジヤ聽ことをせざりしかばイスラエルの王ヨアシのぼり來れり是において彼とユダの王アマジヤいユダのベテシメシにてたがひに面をあはせたりしぞ　十二　ユダイスラエルに敗られて各人ろの天幕に逃かへりぬ　十三　是においてイスラエルの王ヨアシいアハジアの子ヨアシの子なるユダの王アマジヤをベテシメシに擒へ而してエルサレムにいたりてエルサレムの石垣をエフライムの門より隅の門まで凡ろ四百キユビトを毀ち　十四　またエホバれ家と王の家の庫とにあるとてろの金銀および諸の器をとりかつ人質をとりてサマリアにかへれり　十五　ヨアシがなしたるろの餘の行爲とろの能およびろのイスラエルの王アマジヤと戰ひし事いイスラエルの王の歷代志の書に云るさる〻にあらずや　十六　ヨアシろの先祖等と〻もに寢りてイスラエルの王等とともにサマリアに葬られろの子ヤラベアムてれに代りて王となれり　十七　ヨアシの子なるユダの王アマジヤいヨアハズの子なるイスラエルの王ヨアシの死てより後なほ十五年生存へたり　十八　アマジヤのろの餘の行爲いユダの王の歷代志の書に云るさる〻にあらずや　十九　茲にエルサレムにおいて黨をむすびて彼に敵する者ありければ彼ラキシに逃ゆきけるにろの人々ラキシに人をやりて彼を彼處に殺さしめたり　二十　人衆かれを馬に負せてもちきたりエルサレムにおいてれをその先祖等とともにダビデの邑に葬りぬ　二一　ユダの民みなアザリヤをとりて王となしてろの父アマジヤに代しめたり時に年十六なりき　二二　彼エラテの邑を建ててれを再びユダに歸せしめたり是いかの王がろの先祖等とともに寢りし後なりき○　二三　ユダの王ヨアシの子アマジヤの十五年にイスラエルの王ヨアシの

ム 民十三〇十一、申四〇八
ウ 申三〇十七
井 書十九〇十三
ノ 歷一〇一、太十二〇申九、四十
オ 王下十三〇四
ク 申申二〇申六
ヤ 王下十三〇五
カ 尼八〇十六、十二〇申九
ヨ 耶申一〇申八、亞十四〇十
タ 王上七〇五十一
レ 王下十三〇十二
チ 申一八〇十四、代下申二〇廿五、結廿八〇二、五十七
ワ 書十九〇申八、廿一〇十六
ツ 代下廿五〇廿七
子 書十〇申一
ヲ 王下十五〇十三、代下廿六〇一
ラ 王下十六〇六、代下廿六〇二

子ヤラベアムサマリアにおいて王となり四十一年位にありき　二四　彼もエホバの目の前に惡をなし夫れイスラエルに罪を犯さしめたる子ネバテの子ヤラベアムの罪に離れざりき　二五　彼ハマテの入處よりアラバの海までイスラエルの邊境を恢復せりイスラエルの神エホバぞがテヘベルのアミッタイの子なるろの僕預言者ヨナによりて言たまひし言のおとし　二六　エホバイスラエルの難難を見たまふに其い甚だ苦かり即ち繫れたる者もあらず繫れざる者もあらず又イスラエルを助る者もあらず　二七　エホバい我イスラエルの名を天下に塗抹んとすと言たまひしこと無し反てヨアシの子ヤラベアムの手をもてれを拯ひたまへり　二八　ヤラベアムのろの餘の行爲とろの凡てなしたる事およびろの戰爭をなせし能ろの昔にユダに屬し居たることありしダマスコとハマテを再びイスラエルに歸せしめたる事いイスラエルの王の歷代志の書に記るさる〻にあらずや　二九　ヤラベアムろの先祖たるイスラエルの王等と〻もに寢りろの子ゼカリヤてれに代りて王となれり

第十五章

一　イスラエルの王ヤラベアムの二十七年にユダの王アマジヤの子アザリヤ王となれり　二　彼いの王となれる時に十六歲なりしが五十二年の間エルサレムにおいて世を治めたりろの母いエルサレムの者にして名をエコリアと言ふ　三　彼いエホバの善と見たまふ事をなし萬の事においてろの父アマジヤがなしたるごとく行へり　四　惟崇邱い除かずしてあり民い尙ろの崇邱の上に犧牲をさ〻げ香をたけり　五　エホバ王を擊たまひしかばろの死る日まで癩病人となり別殿に居ぬろの子ヨタム家の事を管理て國の民を審判り　六　アザリヤのろの餘の行爲とろの凡てなしたる事いユダの王の歷代志の書にしるさる〻にあらずや　七　アザリヤろの先祖等と〻もに寢りたれてこれをダビデの邑にろの先祖等と〻もに葬れりろの子ヨタムこれに代りて王となる○　八　ユダの王アザリヤの三十八年にヤラベアムの子ゼカリアサマリアにおいてイ

ヘ 王下十二〇三、十四〇四、十五〇廿五
ハ 代下廿六〇十九至廿一
ニ 利十三〇四十六
ホ 代下廿六〇廿三
ケ 王下十五〇八
イ 王下十五〇十三、申　代下廿六〇一
ロ 王下十五〇廿五
マ 母下八〇六、王上十一〇廿四　代下八〇三
ヤ 王下十三〇五

ヘ 代上二〇九
ト 王下十〇廿
チ 太一〇八、九
リ 王上十四〇十七
ヌ 王上四〇廿四
ル 王下八〇十二
ヲ 代上九〇廿六　裂九〇一
何八〇九
ワ 王下十四〇五

ガラエルの王となれりうの間い六月　彼ろの先祖等のなせしごとくエホバの目の前に惡を爲し夫のイスラエルに罪を犯させたるヱバテの子ヤラベアムの罪に離れざりき　茲にヤベシの子シヤルム黨をむすびて之に敵し民の前にてこれを擊て弑しこれに代りて王となれり　ゼカリヤのろの餘の行爲いイスラエルの王の歷代志の書に記さる　エホバのエヒウに告たまひし言い是なり云く汝の子孫い四代までイスラエルの位に坐せんと果して然り　ヤベシの子シヤルムいユダの王ウジヤの三十九年に王となりサマリアにおいて一月の間王たりき　時にガデの子メナヘム、テルザより上りてサマリアに來りヤベシの子シヤルムをサマリアに擊てこれを殺し之にかゝりて王となれり　シヤルムのろの餘の行爲とろの徒黨をむすびし事いイスラエルの王の歷代志の書にしるさる　ろの後メナヘムテルザよりいたりてテフサとろの中にあるところの者およびろの四周の地を擊り即ちかれら已がために開くことをせざりしかばこれを擊てろの中の孕婦をことゝく刳剔たり　ユダの王アザリヤの三十九年にガデの子メナヘムイスラエルの王となりサマリアにおいて十年の間世を治めたり　彼エホバの目の前に惡をなし彼のイスラエルに罪を犯させたるヱバテの子ヤラベアムの罪に生涯離れざりき　茲にアッスリヤの王プルろの地に攻きたりければメナヘム銀一千タラントをプルにあたへたり是い彼をして已を助けしめ是によりて國を已の手に堅く立しめんとてなりき　即ちメナヘムろの銀をイスラエルの諸の大富者に課しろの人々に各々銀五十シケルを出さしめてこれをアッスリヤの王にあたへたり是をもてアッスリヤの王い歸りゆきて國に止ることをせざりき　メナヘムのろの餘の行爲とろの凡てなしたる事いイスラエルの王の歷代志の書に之るさるゝにあらずや　メナヘムろの先祖等とゝもに寢りろの子ペカヒヤこれに代て王となれり　メナヘムの子ペカヒヤいユダの王アザリヤの五十年にサマリアにおいてイスラエルの王となり二年のあひだ位にありき　彼エホバの目のまへに惡をなし彼のイスラエルに罪を犯させたるヱバテの子ヤラベアムの罪に離ざりき　茲にろの將官なるレマリヤの子ペカ黨をむすびて彼に敵しサマリアにおいて王の家の奥の室にてこれを擊てろしアルゴブとアリエをもこれとともに殺せり　時にギレアデ人五十人ペカとともにありきペカすなわち彼をころしかれに代て王となれり　ペカヒヤのろの餘の行爲とろの凡て爲たる事いイスラエルの王の歷代志の書に之るさる　レマリヤの子ペカいユダの王アザリヤの五十二年にサマリアに於てイスラエルの王となり二十年位にありき　彼エホバの目の前に惡をなし彼のイスラエルに罪をおかさせたるヱバテの子ヤラベアムの罪にはなれざりき　イスラエルの王ペカの代にアッスリヤの王テグララピレセル來りてイヨン、アベル、ベテマアカ、ヤノア、ケデシ、ハゾルおよびギレアデならびにナフタリの全地ガリラヤを取りろの人々をアッスリヤに擄へうつせり　茲にエラの子ホセア黨をむすびてレマリヤの子ペカに敵してこれを擊て殺しこれに代て王となれり是いウジヤの子ヨタムの二十年にあたれり　ペカのろの餘の行爲とろの凡てなしたる事いイスラエルの王の歷代志の書に之るさる○　レマリヤの子イスラエルの王ペカの二年にウジヤの子ユダの王ヨタム王となれり　彼い王となれる時二十五歲なりしがエルサレムにて十六年世を治めたり母いザドクの女にして名をエルシヤといへり　彼いエホバの目にかなふ事をなし凡てろの父ウジヤのなしたるごとくにおこなへり　惟崇邱い除かずしてあり民おほろの崇邱の上に犧牲をさゝげ香を焚り彼エホバの家の上の門を建たり　ヨタムのろの餘の行爲とろの凡てなしたる事いユダの王の歷代志の書に之るさるゝにあらずや　當時エホバスリアの王レヂンとレマリヤの子ペカをユ

カ 裂七〇一
ヨ 代上五〇廿六　裂九〇一
タ 王上十五〇廿
レ 何十〇三、七、十五
ソ 代下廿七〇一
ツ 王下十五〇三
子 王下十五〇四
ナ 代下廿七〇三
ラ 王下十六〇五　裂七〇一
ム 王下十五〇廿七

ダにせめきたらせたまへり　三八ヨタムろの先祖等とゝもに寢りてろの父ダビデの邑にろの先祖等とゝもに葬られろの子アハズこれに代りて王となれり

第十七章

一レマリヤの子ペカの十七年にユダの王ヨタムの子アハズ王となれり　二アハズい王となれる時二十歳にしてエルサレムにおいて十六年世を治めたりしがろの神エホバの善と見たまふ事をろの父ダビデのごとくい行はざりき　三彼いイスラエルの王等の道にあゆみまたろの子に火の中を通らしめたり是いエホバがイスラエルの子孫の前より逐はらひたまひし異邦人のおこなふところの憎むべき事に倣たがへるなり　四彼い崇邱の上丘の上一切の青木の下に犧牲をさゝげ香をたけり　五この頃スリアの王レヂンおよびレマリヤの子なるイスラエルの王ペカエルサレムにせめのぼりてアハズを圍みけるが勝ことを得ざりき　六この時にあたりてスリアの王レヂン復エラテをスリアに歸せしめユダヤ人をエラテより逐いだせり而してスリア人エラテにきたりて其處に住ゑ今日にいたる　七是においてアハズ使者をアッスリヤの王テグラテピレセルにつかはして言しめけるい我い汝の臣僕汝の子なりスリアの王とイスラエルの王と我に攻かゝりをれば請ふ上りきたりてかれらの手より我を救ひいだしたまへと　八アハズすなはちエホバの家と王の家の庫とにあるところの銀と金をとりこれを禮物としてアッスリヤの王におくりしかば　九アッスリヤの王かれの請を容たりアッスリヤの王すなはちダマスコに攻のぼりて之をとりろの民をキルに擄うつしまたレヂンを殺せり　十かくてアハズまたアッスリヤの王テグラテピレセルに會んとてダマスコにゆきけるがダマスコにおいて一箇の祭壇を見たればアハズ王ろの祭壇の工作あしたがひて委くこれが圖と式樣を制へて祭司ウリヤにこれをおくれり　十一是おいて祭司ウリヤいアハズ王がダマスコよりおくりた

イ 代下廿八〇一
ロ 利十八〇廿一、代下廿八〇三、歸百六〇卅七、卅八
ハ 申十二〇卅一
ニ 申十二〇二　王上十四〇廿三、歸七〇一、四
ホ
ヘ 王下十四〇廿二
ト 王下十五〇廿九
チ 王下十二〇十八　代下廿八〇廿一
リ 歴一〇五

ヌ 代下廿六〇十六、十九
ル 代下四〇一
ヲ 出廿九〇卅九至四十一
ワ 代下廿八〇廿四
カ 王上七〇廿七、廿八
ヨ 王上七〇廿三、廿五
タ 代下廿八〇廿七
イ 王下十五〇卅
ロ 王下十八〇九
ハ 王下十八〇九

る所にてらして一箇の祭壇をつくりアハズ王がダマスコより來るまでにこれを作りおけり　十二茲に王ダマスコより歸りてろれ祭壇を見壇にちかよりてこれに上り　十三壇の上に燔祭と素祭を焚き灌祭をろゝぎ酬恩祭の血を灑げり　十四彼またエホバの前なる銅の壇を家の前より移せり即ちこれをかの新き壇とエホバの家の間より移してかの壇の北の方に置たり　十五而してアハズ王祭司ウリヤに命じて言ふ朝の燔祭夕の素祭およびの燔祭とろの素祭ならびに國中の民の燔祭とろの素祭および灌祭いこの大なる壇の上に焚べし又この上に燔祭の牲の血と犧牲の物の血をすべて灑ぐべし彼の銅の壇の事いなほ考ふるあらん　十六祭司ウリヤすなはちアハズ王のすべて命じたるおとくに然なせり　十七またアハズ王臺の邊を削りて洗盤をろの上よりうつしまた海をろの下なる銅の牛は上よりおろして石の座の上に置ゑ　十八また家に造りたる安息日用の遊廊および王の外の入口をアッスリヤの王のためにエホバの家の中に變じたり　十九アハズのなしたるろの餘の行爲いユダの王の歴代志の書に記るさるゝにあらずや　二十アハズろの先祖等とゝもに寢りてダビデの邑にろれ先祖等とゝもに葬られろの子ヒゼキヤこれにかはりて王となれり

第十七章

一ユダの王アハズの十二年にエラの子ホセア王となりサマリアにおいて九年イスラエルを治めたり　二彼エホバの目の前に惡をなせしがろの前にありしイスラエルの王等のごとくいあらざりき　三アッスリヤの王シヤルマチセル攻のぼりたればホセアこれに臣服して貢を納たりしが　四アッスリヤの王つひにホセアの己に叛けるを見たり其い彼使者をエジプトの王ソにおくり且前に歳々なせしごとくに貢をアッスリヤ王に納ざりければなり是においてアッスリヤの王かれを禁錮て獄におけり　五すなはちアッスリヤの王せめ上りて國中を遍くゆきめぐりサマリアにのぼりゆきて三年が間これをせめ圍みたりしが　六